

住宅ローン控除申請書の調書方式取扱開始について

京都信用金庫では住宅ローン控除の適用に係る手続について、2025年1月6日から「調書方式」の取扱を開始します。

これは令和4年度税制改正において、これまでの年末残高証明書を用いる「証明書方式」から、居住年が2023年1月1日以降の住宅ローンご利用者様を対象に年末残高調書を用いる「調書方式」とする改正が行われたことに対応するものです。

なお、現在、「証明書方式」の住宅ローンご利用者様については、引き続き当金庫より年末残高証明書を郵送します。

記

1. 取扱開始日

2025年1月6日（月）

2. 対象となるお客様

2025年1月6日以降に当金庫で住宅ローン契約を締結する方で、下記①②のいずれも満たす方

なお、居住年が2023年1月1日以降で、現在「証明書方式」の住宅ローンご利用者様につきましても、新たに「住宅ローン控除の適用申請書」および「個人番号（マイナンバー）届出書」をご提出いただくことで、「調書方式」に切替可能です。

- ① 居住年が2023年1月1日以降であること
- ② ローン契約締結前に「住宅ローン控除の適用申請書」および「個人番号（マイナンバー）届出書」をご提出いただくこと

3. 証明書方式と調書方式の概要

（1）証明書方式

住宅ローン控除の適用を受ける住宅ローンご利用者様が、金融機関等から交付を受けた年末残高証明書を、確定申告又は年末調整の際に、税務署又は勤務先に提出する方式です。

（2）調書方式

金融機関等が税務署に年末残高調書を提出し、国税当局から住宅ローンご利用者様にマイナポータル連携により年末残高情報を提供する方式です。居住年が2023年1月1日以降で、金融機関等に対し「個人番号」と「住宅ローン控除の適用申請書」を提出している住宅ローンご利用者様がお対象です。

「調書方式」に対応した金融機関からのお借入れに係る住宅ローン控除の確定申告・年末調整の手続については、「年末残高調書」の年末残高等の情報を、マイナポータル連携によって活用することにより、手続が簡便になります。手続の詳細については、おって国税庁ホームページでご案内の予定です。

4. 「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」の改定について

「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」の個人番号の利用目的に、

「⑨住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等に関する法定書類作成・提供事務のため」を追加しました。

以上